

減災力の強いまちづくり

シリーズ44

～自らの命は自ら守る～

消防防災課 ☎ 42・1323 ☒ 42・1122

避難行動を考えてみましょう

「避難」とは

「避難」とは、「難」を「避」けることです。自分の命を守るために、自ら判断し安全な場所へ移動することが大切です。

日ごろから、家や地域の中の危険箇所を把握し、災害の種類に応じた安全な場所を見つけておき、避難するのにどのくらいの時間が必要か、非常持ち出し品を準備して訓練をしておきましょう。

「分散避難」をしましょう

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人が密集することを避けるよう、分散避難も選択肢として検討しましょう。

分散避難場所

1. 安全な親戚・知人宅（相手先と日ごろから連絡を取りましょう）
2. 安全なホテルや旅館（安全に避難できる宿泊施設の確認をしましょう）
3. 在宅避難（ハザードマップを確認して自宅が安全か確認しましょう）
4. 市が指定する避難場所（災害時に開いている避難場所を確認しましょう）

ハザードマップを使って自宅周辺や避難場所までのルートを確認しておきましょう。

避難場所と避難所の違い

避難場所（指定緊急避難場所）は、土砂災害、浸水害、雪害、地震などから身を守るため急いで避難する場所です。避難所（指定避難所）は、被災後の災害の危険がなくなるまで滞在、生活するところです。

共助力で避難所運営

「特定地区総合防災訓練」を実施しています

この訓練は、避難者が主体となって避難所の開錠から閉鎖までができるよう、施設管理者と連携しながら行う訓練で、地域防災計画に基づき実施しています。

昨年11月27日に武川小学校区の住民を対象に実施しました。また、2・3月には白州中学校区と旧高根北小学校区の住民を対象に訓練を実施する予定です。



特定地区防災訓練の様子

住宅用火災警報器の定期的な作動確認を！

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。

「いざ」というときに住宅用火災警報器が正常に作動するよう、定期的に作動確認を行い、適切に交換するよう習慣づけましょう。

住宅用消火器を設置しましょう

消火器は火災時の初期消火に有効です。台所など火を扱う部屋に設置をしましょう。また、お持ちの消火器の点検を行い、錆びたり、期限が過ぎていないか確認し、火災予防に努めましょう

（期限は消火器に記載されています。）

住宅用消火器の使用期限はおおむね5年です。）



甲種防火管理再講習の案内

- ▶日時 2/25(金) 9:00~12:00
- ▶場所 峡北広域行政事務組合消防本部
葦崎市本町4丁目8-36
- ▶受講費 2,000円(テキスト代含む)
- ▶受付 峡北消防本部 2階予防課
1/24(月)~28(金) 9:00~16:30

※5年以内ごとに再講習の受講が義務付けられています。

案内、申請書はホームページからダウンロードできます。



峡北広域行政事務
組合ホームページ

峡北消防本部予防課 ☎ 23・7119